

佐賀県選挙管理委員会告示第29号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月21日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
略	略	略	略
特別養護老人ホーム扇寿荘	略	特別養護老人ホーム扇寿荘	略
<u>特別養護老人ホームつぼみ荘</u>	<u>佐賀市北川副町大字光法字天神1480番2</u>		
社会福祉法人春陽会 特別養護老人ホーム春庵	略	社会福祉法人春陽会 特別養護老人ホーム春庵	略
略	略	略	略
社会福祉法人清水福祉会養護老人ホームけいこう園	略	社会福祉法人清水福祉会養護老人ホームけいこう園	略
<u>特別養護老人ホーム天寿荘</u>	<u>多久市北多久町大字小侍字土橋132の6</u>		
養護老人ホーム伊万里向陽園	略	養護老人ホーム伊万里向陽園	略
略	略	略	略
3 略		3 略	
4 保護施設			
<u>社会福祉法人天嶺会救護施設しみず園</u>	<u>多久市多久町2016番地1</u>		